

生成AI社内活用モデル規程

～使い方のルールを定めてリスクに備えよう～

有限会社人事・労務 チーフ人事コンサルタント 畑中義雄／パートナー 矢尾板初美／チーフコンサルタント 高橋健太

■自由に使うべきか、制限をかけるべきか

『ChatGPT』の公開は多くのビジネスシーンに衝撃をもたらした。ユーザーレベルでは理工学の専門書に当たる必要もなく、「とにかく使ってみる」というアプローチが理解の近道であり、時に常識を超えるアウトプットを返す面白さが、創造性を助けてくれる。だから「どんどん使おう」と社員の背中を押すマネジメントがある一方、トンチンカンな回答が笑い話では済まない危なさも指摘される。既視感があるとなれば「インターネットの登場」かもしれない。加速度的に大量の情報が入手でき、交流が活発化し、世界が広がった裏面で、情報漏えい、違法、不正、おサボリなどが顕在化し、企業は何らかの「ネット利用規程」を定めたはずだ。生成AIの利用では、「扱いの注意は必要だが、もっと仕事に活かせ」という積極活用派と「扱いを間違えると取り返しがつかないから仕事では使えな」という規制統制派に分かれる。規程の要・不要を含めて、業務次第だが、一定の歯止めを求める意見もある。そこで本誌は「モデ

ル規程」を画策し、策定ポイントの解説と併せて専門家に知恵を絞っていただいた。（編集部）

CONTENTS

【解説】

■生成AIをめぐる現状

■生成AIを活用する際の注意点

- ①プライバシー等との関係性
- ②情報リテラシーおよび情報モラルの必要性
- ③著作権・著作物との関係性
- ④判断を生成AIに頼りすぎない
- ⑤生成AI利用時に参考資料として明記することは必要か

■「生成AI活用規程」作成のポイント

【目的】 【適用範囲】 【生成AIの定義】 【利用の申請・許可基準】 【生成AIが利用できない用途】 【データ入力の注意事項】 【生成物を利用する際の注意点】 【業務報告】 【中止命令や懲戒処分】 【規程に定めのない事項の取り扱い】

■最後に

【モデル規程】

生成AI活用規程（第1条～第12条）

■畑中義雄 社会保険労務士

2001年社会保険労務士試験合格。主に中小企業を中心に事業主の立場にたった経営・人事相談を展開。特に賃金・評価制度においては、ES向上を軸にしたオリジナル人事制度構築を数多く手がけ、またIPO支援、事業譲渡や会社分割の際の労務対応なども積極的に行っている。

■矢尾板初美 行政書士

明治学院大学を卒業後、行政書士として独立。大手ソフトウェア社が展開する働き方改革PJの事務局サポートや会社設立などコミュニティ創りを支援、副業・兼業など多様なはたらきカタチの実現を後押ししている。また、903シティファーム推進協議会を2015年に設立、コミュニティカフェ「田心カフェ」や文部科学大臣賞を受賞した「よみがえれ！浅草田圃プロジェクト」を運営。

■高橋健太 行政書士

中央大学法学部卒業後、早稲田大学大学院法務研究科を経て、(有)人事・労務に。労働・社会保険手続き、給与計算、規則規程の整備など企業の体制を整えるサポートに関わる。多岐にわたって求められる多様な働き方を実現し、個々の能力を十分に活かせる環境作りを支援。

■有限会社人事・労務

●住所：東京都台東区松が谷3-1-12 松が谷センタービル5階

●Tel：03-5827-8217 ●Mail：info@jinji-roumu.com ●URL：http://www.jinji-roumu.com/

